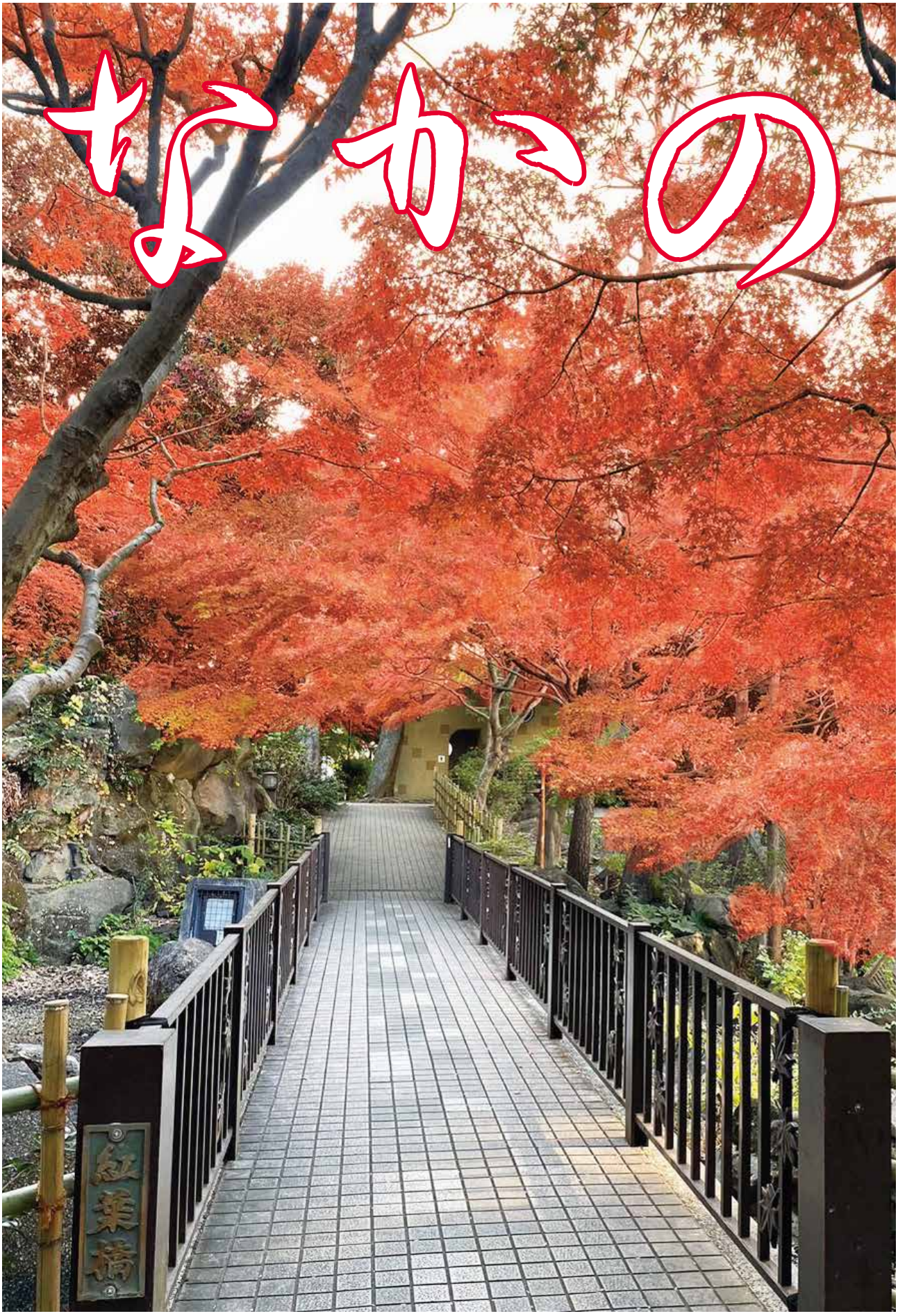
なかの



Vol. 266

（２ページに写真説明）

URL　http//www.nakanohoujinkai.or.jp

掲　示　板（11～1月行事予定表）

※下記の予定は、11月1日現在の判断で予定しておりますので、中止又は延期になる場合もあります。
詳細は、中野法人会事務局宛てに連絡願います。TEL 3388－6896

月	日	時　間	内　容	会　場
11月	2日㈪	13:00～17:00	無料法律相談	中野法人会館
	5日㈭	16:00～17:30	経営塾第2弾　年末調整　女性部会第5回研修会	中野セントラルパークカンファレンス
	〃	17:30～17:45	女性部会役員会	中野セントラルパークカンファレンス
	6日㈮	18:00～19:00	青年部会役員会	中野法人会館
	7日㈯	12:00集合	第8・9支部セーフティー教室	塔山小学校
	8日㈰	9:30集合	中野にぎわいフェスタ税金クイズ	ナカノサウステラ2F
	9日㈪	10:00～10:30	税を考える週間駅頭PR活動	中野駅南口
	10日㈫	OUT·IN　7:25	第12回親睦チャリティゴルフコンペ	森林公園ゴルフ倶楽部
	12日㈭	16:00～19:00	令和8年度納税表彰式	明治記念館
	〃	16:00～17:00	経営塾第3弾　法律セミナー	中野法人会館
	19日㈭	13:30～16:00	新設法人説明会	中野法人会館
	21日㈯	16:15集合	音と光のフェスティバル税金クイズ	平和の森公園 体育館前広場
	25日㈬	15:00～15:30	正副会長会	西武信用金庫中野セントラルパークサウス会議室
	〃	15:45～16:45	理事会	西武信用金庫中野セントラルパークサウス会議室
	〃	17:00～18:00	秋の特別講演会	中野セントラルパークカンファレンス
12月	1日㈫	13:00～17:00	無料法律相談	中野法人会館
	4日㈮	18:00～19:00	青年部会第5回研修会（内部講師）	中野法人会館
	9日㈬	13:30～15:30	決算法人説明会	中野セントラルパークカンファレンス
1月	4日㈪	13:00～17:00	無料法律相談	中野法人会館
	7日㈭	15:15～15:25	合同役員会	リーガロイヤルホテル東京
	〃	16:00～17:00	署長講演会	リーガロイヤルホテル東京
	〃	17:10～18:00	新年賀詞交歓会	リーガロイヤルホテル東京
	〃	18:15～19:30	祝賀会	リーガロイヤルホテル東京
	13日㈬	13:30～15:30	決算法人説明会	中野法人会館
	14日㈭	13:30～16:00	新設法人説明会	中野法人会館
	15日㈮	18:00～20:00	青年部会新年初顔合わせ会	未定

11月号の目次

『会員増強・福利厚生制度推進会議』『進発式』特集

2026　VOL.266

本部だより（理事会・支部長の皆様・各支部地図）3・4
本部だより（会員増強・福利厚生制度推進会議・進発式）5
知っとくと得情報（山岡先生の税の豆知識）…… 6・7
税務署だより…… 8～10
都税だより…… 11
支部だより（鷺宮盆踊り税金クイズ）…… 12
支部だより（各支部役員会）・**特退共広告**…… 13
部会だより（青年部会研修会・親睦チャリティゴルフコンペ・租税教室）14
部会だより（青年部会Family & Friends Day 2026・女性部会役員懇談会）15
会員事業者紹介…… 16

● 表紙（写真説明）……「紅葉を迎えた紅葉山公園」　㈱フロムエーワーク　竹 下　芳 氏

発行所　（公社）中野法人会　〒165－0026 東京都中野区新井2－33－6　電話（3388）6896　FAX（3388）2550　e-mail jimukyoku@nakanohoujinkai.or.jp
編集：広報委員会　印刷：友美堂　〒164－0013 東京都中野区弥生町6－5－7　電話（3381）1423　FAX（3381）1743

◇「署長講演会」「新年賀詞交歓会」「祝賀会」◇

日　時：令和９年１月７日㈭　３時半受付
第１部：４時～　「署長講演会」
第２部：５時10分～「賀詞交歓会」
第３部：６時15分～「祝賀会」

場　所：リーガロイヤルホテル東京
会　費：10,000円
幸運くじ（抽選会、賞品多数）



中野法人会の 無料法律相談

完全予約制!!
（まずはお電話を…）



実施日時：12/1㈫、1/4㈪、2/1㈪、3/1㈪　13：00～17：00（相談時間は、1案件：45分）
TEL：03－3388－6896　FAX：03－3388－2550（担当）三國・下島

── 会員募集中です。（詳細は TEL 3388 － 6896 中野法人会事務局まで）──

本部だより

理事会を開催
～中野税務署長に清水栄作氏が着任～


横山会長

8月20日、西武信用金庫中野セントラルパークサウス会議室に於いて、理事会が開催されました。中野税務署より、清水署長、多田副署長、辰野第１統括官、川田審理担当調査官にご出席して頂きました。

先ず、横山会長から挨拶があり、中野税務署の定期異動の件について話されました。清水署長は挨拶の後、日頃の法人会活動に対し、労いの言葉を述べられました。


矢島総務委員長

『総務委員会』

7月までの、親会・部会・支部の会合等の開催報告があり、次に、令和8年度7月末現在収支報告がありました。また、今後の主な行事予定ということで、次年度の最初の理事会を、令和9年5月11日に、第16回通常総会を6月10日に開催予定であると話されました。


大島厚生共益事業委員長

『厚生共益事業委員会』

先ず、全法連の助成金について話され、次に令和8年度事業中間報告を行いました。また、11月10日にチャリティゴルフコンペ、2月4日に親睦ボウリング大会、3月18日に新入会員特別研修会を開催する予定と話されました。


柴野公益事業委員長

『公益事業委員会』

親会・支部・部会の7月までの事業報告があり、次に今後の行事予定について話されました。10月13日・16日にオンラインセミナー（副署長講話並びに税務研修会）、10月22日に法人税・源泉所得税実務講座、11月5日に経営塾第2弾「年末調整」、11月12日に経営塾第3弾「法律セミナー」、2月3日に経営塾第4弾「確定申告」、2月10日に経営塾第5弾「事業承継」、11月25日に“税を考える週間”秋の特別講演会を開催予定と話されました。

また、青年部会の取り組みとして、租税教室活動、地球温暖化対策報告書の提出、健康経営宣言書の提出、女性部会の取り組みとして「いちごプロジェクト」・食品ロス削減運動「一期一会（15・10）運動」への取り組みを行っていきたいと話されました。


福井税制税務委員長

『税制税務委員会』

先ず、事業中間報告ということで、令和8年度法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項を話されました。公益事業委員会との共催で経営塾を開催予定であること、10月8日に第42回法人会全国大会が茨城県で開催される旨、話されました。また、第15回税の川柳コンクールについて、募集期間が7月1日から10月30日で、最終審査が11月に税制税務委員会で行う旨を話されました。


木村広報委員長

『広報委員会』

先ず、委員会開催報告と、なかの発行実績を話されました。法人会アンケートシステムにつきましては、全法連より年間延べ回答数が多い単位会に対する支給という事で、報奨金を頂いた旨の説明がありました。また、今後の委員会の開催予定、なかのの発行計画についての説明があり、法人会アンケートシステムについて新規獲得の推進並びに回答返信の強化に努めて参りたいと話されました。

出席して頂いた中野税務署の幹部の皆様


清水署長様


多田副署長様

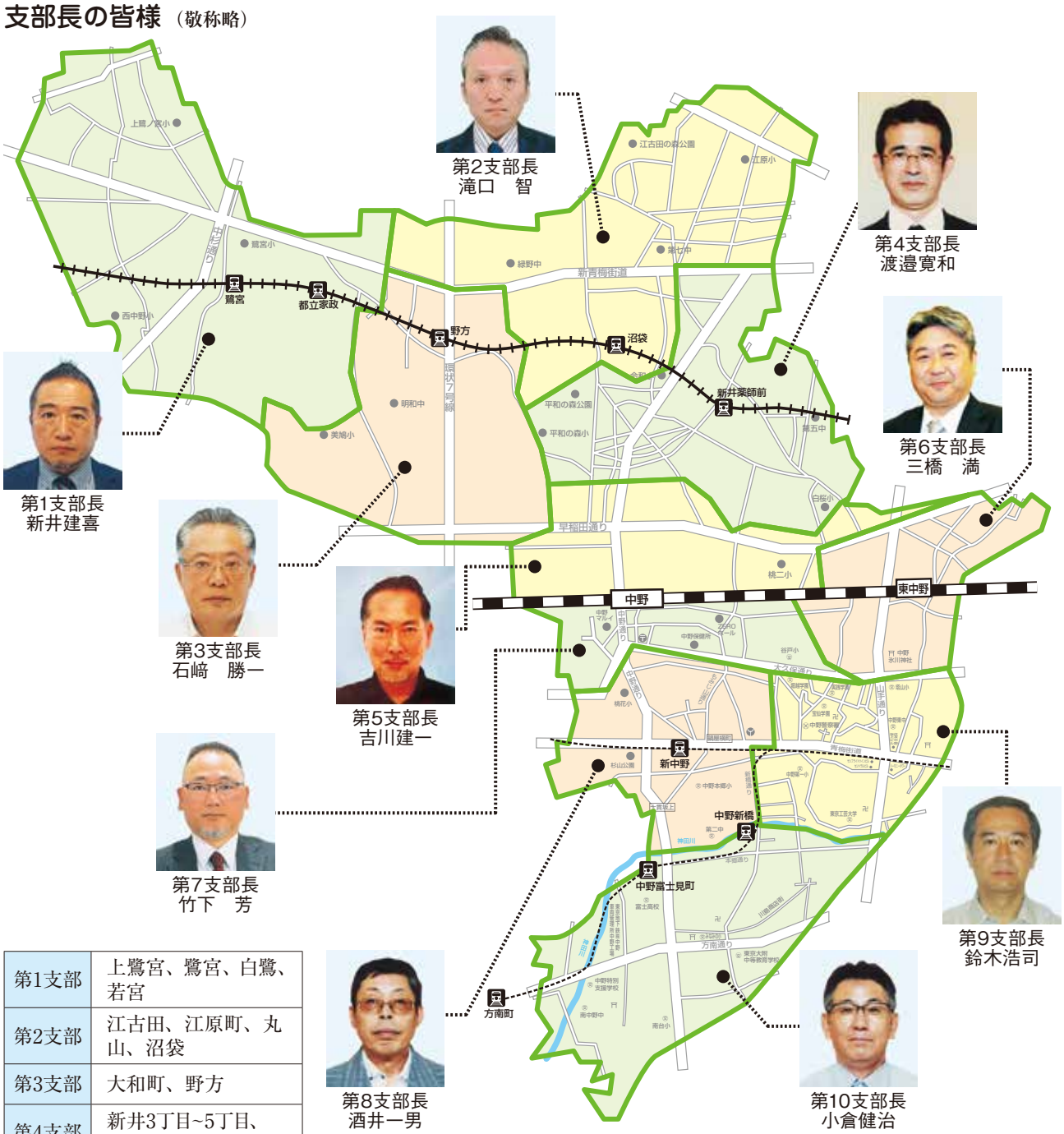

辰野第1統括官様


川田審理担当調査官様

── 会員増強に皆様のご協力をお願い致します。──

本部だより

支部長の皆様（敬称略）



第1支部	上鷺宮、鷺宮、白鷺、若宮
第2支部	江古田、江原町、丸山、沼袋
第3支部	大和町、野方
第4支部	新井3丁目~5丁目、松が丘、上高田
第5支部	新井1丁目~2丁目、中野4丁目~中野6丁目
第6支部	東中野
第7支部	中野1~3丁目
第8支部	中央3丁目~5丁目、本町4丁目~6丁目
第9支部	中央1丁目~2丁目、本町1丁目~3丁目
第10支部	弥生町、南台

ご入会のおすすめ



公益財団法人
全国法人会総連合会長
斎藤　保
㈱IHI
特別顧問

皆様のご理解・ご協力により現在では約70万社の会員企業を擁する全国でも有数の団体となっております。
法人会では、自らの向上と社会への貢献に参加できる喜びを共に分かち合える仲間を募集しています。

是非！
皆様のご加入を
お待ちしております

法人会は税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です

全法連URL　http://www.zenkokuhojinkai.or.jp

法人会

── 会員募集中です。（詳細は TEL 3388 － 6896 中野法人会事務局まで）──

本部だより

会員増強・福利厚生制度推進会議・進発式（懇親会）風景（8月20日　於：中野区役所1Fナカノヤ NYAcafe）

8月20日、「会員増強・福利厚生制度推進会議」終了後、中野区役所１Ｆナカノヤ NYAcafeで進発式が開催されました。

当日は、多田副署長様のご発声による乾杯をもって開会し、役員相互の親睦を深めるとともに、会員増強活動に向けた機運が一層高まりました。

今後も、中野法人会は会員の拡充と組織の更なる活性化に努めてまいります。



乾杯
多田副署長



食品ロス提言
平澤女性部会長



中締
川村組織委員長





〜〜 会員増強・福利厚生制度推進会議の様子 〜〜





〜〜 進発式（中野区役所１Ｆナカノヤ NYAcafe） 〜〜

あなたの会社と社員の皆さまを守る法人会福利厚生制度

企業のための保障制度

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、
万一の場合はもちろん、働けなくなった場合のリスクに備えるための制度をご用意しています。
団体料率の適用により割安な保険料を実現!

<会社をお守りするトータル保障プラン>

死亡へのそなえ　総合型Ⓥ Rタイプ ＋
重度の身体障がい状態へのそなえ　総合型Ⓥ Tタイプ ＋
重大疾病へのそなえ　Jタイプ ＋
ケガ・病気による一時的な離職へのそなえ　一時金型 Mタイプ

《取扱会社》大同生命保険株式会社 ☎0120-789-501　AIG損害保険株式会社 ☎03-6848-8500 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!

Business Guard
『事業継続力チェック』実施中

《取扱会社》AIG損害保険株式会社 ☎03-6848-8500 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

政府労災の上乗せ補償
ハイパー任意労災（業務災害総合保険）

企業向け第三者賠償責任保険
オール スターズ ALL STARs（事業賠償・費用総合保険）

法人会の BCP 保険
地震休業サポート 地休力
企業財産保険（ニュープロパティーガード）
事業継続サポート補償特約N+地震・噴火危険補償特約（事業継続サポート補償特約用）N

サイバーセキュリティー対策
情報漏えいガード（個人情報漏洩保険）

個人のための保障制度

従業員の皆さまもご加入いただけます!

お一人様からでも集団取扱の割安な保険料※でご契約いただけます

《取扱会社》アフラック生命保険株式会社
☎0120-876-505 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)
アフラック 法人会　検索
※一部対象外の商品もあります。

がん保険制度
医療保険制度

個人のための保障制度
・介護保険　・定期保険　・終身保険
・積立型終身介護保険 などがあります。

ー 保障内容のお問合せは、各取扱会社へ ー

── 会員増強に皆様のご協力をお願い致します。──

知っとくと得情報 ＝税の豆知識＝

税理士
山　岡　修　治
〒101-0047
千代田区内神田1-2-2
小川ビル7階
神田合同税理士事務所
TEL　03(3518)2711㈹
FAX　03(3518)2712
携帯　090(2212)0306
e-mail　higumasy@d6.dion.ne.jp



今回の知っとくと得情報～税の豆知識～は、**財務省が令和8年7月、私立大学に関して2040年までに少なくとも250校程度を減らす必要があるとの考えを示し、文部科学省も規模の適正化は不可避との考えを示しています。**私立大学は経営悪化が拡大しており、質の確保のためにも18歳人口の減少に応じた絞り込みが不可避というのが理由のようです。今後は分野や地域別の私立大学規模の見直しが焦点となりそうですので、今回はその内容を説明します。

1. 私立大学削減案の理由等

令和8年7月、財務省が財政制度等審議会分科会（財務大臣の諮問機関）で大学規模の縮減案を公表しました。財務省が私立大学の縮減目標について、数字を掲げたのは初めてのことです。

具体的には、2024年時点で624校だった私立大学を2040年までに217～372校にすべきとしました。これを実現するには、少なくとも40.4%に当たる252校を減らさなければなりません。財務省の推計では年間16校、学部定員は8700人程度の縮減が必要で、私立大学経営者に波紋が広がっているとのことです。財務省は最近、毎年4月と11月の分科会で同様の主張を繰り返しており、そのたびに文部科学省が「見解」を発表するなどして反論しています。

財務省が縮減を求める背景には、半数を超える私立大学で入学者が入学定員を下回り、経営悪化の傾向が強まっていることがあります。日本私立学校振興・共済事業団によれば、2024年度は私立大学や短大を運営する624の学校法人のうち、3割超の207法人が債務超過などで経営困難な状況に陥っているそうです。内26法人は「自力再生が極めて困難」と判定されています。

私立大学の増加に大きく影響したのは、政府が進めた1990年代以降の規制緩和です。大学を設置しやすくしたことで、まず4年生大学を目指す女性が増えたことを受けて短大が次々と改組しました。若者を増やして地域で活性化しようと、土地などを用意して誘致する自治体も相次ぎ、地方都市にも大学が続々と進出しました。

このように**経営困難な状況になった原因は、私立大学を乱立させてきたことが経営悪化に拍車をかけている一因と言われます。**18歳人口は1992年度にピークを迎えましたが、文部科学省は大学数や収容定員数の増加を容認してきました。この結果、学校基本統計によれば2025年度の大学数は812校に膨らみ、私立大学が624校を占めることになりました。

2. 進学率上昇も進学者数は減少している

それでも多くの学校法人の経営が成り立ってきたのは、進学率が上昇したためでした。2025年度の18歳人口は1992年度と比べて半減しましたが、文部科学省の国公私立大学入学者選抜実施状況によれば入学者（進学者）数は54万人から65万人にむしろ増えております。

しかしながら、出生数の減少ペースが加速し、2026年以降は大学進学率が上昇したとしても進学者数は減り続けると見込まれています。このため、財務省は「経営体力がある段階での撤退等を促すべき」と述べています。

研究・教育の質を保つことも私立大学の縮減を求める理由の一つのようです。財務省は「定員割れ私立大学の中には、義務教育・中等教育で学ぶような内容の授業が行われている大学も見受けられる」と指摘しています。

私立大学の収入は、平均で全体の75%を授業料や入学金などの学生納付金に頼っています。このため、定員割れは経営悪化に直結します。人気がない地方・小規模私立大学の中には、学生を確保して生き残るために、ほぼ学力不問で入学させるケースがあると聞きます。学力が低かったり学習意欲が弱かったりする学生を一定数受け入れ、中学校・



── 会員募集中です。（詳細は TEL 3388 － 6896 中野法人会事務局まで）──

高等学校の復習から始めて大学の学びに対応できる力を身につけさせようとしている大学は少なくないようです。

財務省の提案に対して、文部科学省も「経営体力がある段階での撤退の慫慂（しょうよう）も含め、高等教育の規模の適正化を進めることが必要」との立場で方向性には大差はないようです。ただし、**文部科学省は定員割れの事実のみで機械的な判断を下さないよう釘を刺しており、今後の焦点は基準づくりに移ると思われます。**

文部科学省としては、産業構造の変化に対応した理工系・デジタル人材や、医療・福祉など社会インフラを支える人材の育成を重視しており、こうした分野の大学は残したい意向のようです。

財務省の大学規模の縮減案に対しては、定員割れしている地方大学や小規模大学が撤退等すればよい、という単純な話ではありません。それは、入学時の学力が低い学生であってもきめ細やかな教育や支援で成長させ、地域を支える人材として輩出している大学が多いからです。

3. 必要な分野や地域で選別か？

文部科学省は、地域バランスの必要性も認識しています。**地域で活躍する人材を育成する大学がなくなれば、地元企業や地域経済への影響は避けられなくなります。**地元の進学先がなくなり若者の流出が加速することへの地元の警戒感が強いこともあります。そのため、学長や知事、地域の企業などで構成する「地域連携プラットフォーム」を地域ごとに立ち上げ、医療・福祉、産業、社会インフラの担い手といった地域の人材需要を踏まえた育成を担う大学や、産学融合の共同研究・共同教育を実現している大学などを重点支援する方向のようです。

一方、経営指導しても改善がみられない大学は、学部改組の条件を厳格化するなど縮小や撤退を促していくようです。

気候変動や国際情勢の悪化、生成AIまで登場し、有名大学を卒業すれば安泰とは言えない時代となりました。現在はまだ各地に多様な特色ある大学が存在していますので、多くの人がこうした大学の存在を知ることが大事であると思います。

財務省の提言どおりに運ぶかどうかは別として、少子化は進んでおりサバイバル戦の激化は必至の状況です。各大学は、社会ニーズに合った人材を育成する力が問われることになりそうです。

「生活道路　アクセルオフ」



住宅街などにある道幅の狭い「生活道路」の法定速度を時速60キロから30キロに引き下げる改正道路交通法施行令が令和8年9月1日から施行されています。

歩行者や自転車が巻き込まれる重大事故を防ぐことが目的で、法定速度が引き下げられるのは1960年の道路交通法施行以来初めてのことです。全国の警察は広報啓発に努めるとともに、悪質な違反者への取り締まりを進めるようです。

警察庁は2011年から、生活道路の事故対策として学校周辺区域などの最高速度を時速30キロに規制する「ゾーン30」の取り組みを進めてきました。

対象は今年3月末で全国4400か所に上り、それぞれ導入前後の1年間の比較で、人身事故が約2割減少する効果がでています。

11月の税務と労務

・国税／10月分源泉所得税の納付　11月10日
・国税／所得税予定納税額の減額承認申請　11月16日
・国税／所得税予定納税額第２期分の納付　11月30日
・国税／9月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）、3月決算法人の中間申告　11月30日
・国税／12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合）　11月30日
・国税／個人事業者の消費税等の中間申告（年3回の場合）　11月30日
・地方税／個人事業税第2期分の納付　都道府県の条例で定める日

12月の税務と労務

・国税／給与所得者の年末調整　今年最後の給与を支払う時
・国税／給与所得者の扶養控除等（異動）申告書及び保険料控除申告書の提出　今年最後の給与を支払う前日
・国税／11月分源泉所得税の納付　12月10日
・国税／10月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）　1月4日
・国税／4月決算法人の中間申告　1月4日
・国税／1月、4月、7月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合）　1月4日
・地方税／固定資産税・都市計画税（第3期）の納付　市町村の条例で定める日
・労務／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届　支払後5日以内

税務署だより

飲食料品に係る２年間の消費税率引下げについて

国税庁
令和8年9月

本リーフレットは、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」（令和8年9月15日閣議決定）において示された改正案の内容を説明したものです。この内容は、今後、法案が国会に提出され、審議を経た上で可決・成立した場合のものです。

令和9年4月1日から令和11年3月31日までの2年間、飲食料品に係る消費税率が１％（国・地方合計）に引き下げられます。

1　対象品目と適用税率

- 税率1%の対象とされるのは、**飲食料品の販売**及び保税地域から引き取られる飲食料品となります。
 - ✓ この範囲は、**令和9年3月31日以前において税率8%の対象である飲食料品の範囲と同様**です。対象品目の詳細については、**軽減税率制度Q&A（個別事例編）**をご覧ください。
- 適用税率（令和9年4月1日から令和11年3月31日まで）は次のとおりです。

	飲食料品	新聞の定期購読	その他
消費税率（地方消費税率を含む）	1%	8%	10%

税率の適用に当たり、次の経過的な取扱いが設けられます。

2　税率変更に伴う経過的な取扱い

- 税率が引き下げられる令和9年4月1日以後に行われる飲食料品の販売であっても、一定の**定期供給契約**や**通信販売**に基づくものについては、**これまでどおり税率8%が適用**されます。
 - ✓ 税率1%を前提として「契約等をしていることが確認できる場合」や「契約等が変更された場合」を除きます。

売上げに係る税額より**仕入れに係る税額が大きくなる場合**、課税事業者として一般課税（本則課税）で申告することで、**消費税の還付**を受けられます。

今回の改正では、必要な届出書の提出時期について、次の特例が設けられます。

3　免税事業者から課税事業者になるための届出に関する特例

- 飲食料品の販売を行う免税事業者は、**令和9年4月1日の属する課税期間中**（例えば、個人事業者であれば令和9年末まで）に**「課税事業者選択届出書」を提出**すれば、その課税期間から**課税事業者となることができます。**



- ✓ この特例を適用する場合、令和9年1月1日から課税事業者となり、**1月から3月までの飲食料品の販売については、税率8%が適用**されます。また、令和9年及び令和10年の**2年間は課税事業者**となります。
- ✓ ただし、**インボイス発行事業者の登録を受ける場合、課税期間の途中**（例えば、税率引下げにあわせて令和9年4月1日）**から課税事業者となることができる経過措置**もあります。

── 会員募集中です。（詳細は TEL 3388 － 6896　中野法人会事務局まで）──

税 務 署 だ よ り

4 簡易課税から一般課税（本則課税）になるための届出に関する特例

- 飲食料品の販売を行う簡易課税事業者は、**令和9年4月1日の属する課税期間中**（例えば、個人事業者であれば令和9年末まで）に**「簡易課税制度選択不適用届出書」を提出**すれば、その課税期間から**一般課税により申告することができます。**
- また、簡易課税を選択した場合、2年間はその適用を継続する必要がありますが、飲食料品の販売を行う簡易課税事業者の**令和9年4月1日の属する課税期間**については、**この2年間の継続適用要件**（いわゆる2年縛り）**は適用しない**こととされます。

飲食料品の販売を行う簡易課税事業者について、**税額の計算方法に関する特例**が設けられます。

5 簡易課税制度の計算方法の特例

※ **2割特例・3割特例**を適用する場合も**同様**です。

- 簡易課税制度を適用して申告する場合、業種区分にかかわらず、**飲食料品の販売**（1%対象）**に係る売上税額と同額の仕入税額を計上することとされます**（この場合、その他の売上税額にみなし仕入率を乗じた額との合計額を仕入税額控除します。）。

計算例

	みなし仕入率	売上金額
・飲食料品の小売	【第2種（80%）】	2,000万円（税20万円）
・雑貨などの小売	【第2種（80%）】	300万円（税30万円）

税率1%



売上税額 50万円（20万円＋30万円） − ｛ 飲食料品に係る仕入税額 20万円（売上税額と同額） ＋ みなし仕入率による仕入税額 24万円（30万円×80%） ｝ ＝ 納付税額 6万円

飲食料品の販売を行う事業者について、**中間申告税額を軽減できる特例**が設けられます。

6 中間申告制度の特例

- 令和9年4月1日以後に開始する中間申告対象期間に係る中間申告を行う場合、その**直前課税期間の飲食料品に係る売上げ・仕入れに税率1%**（引下げ後の消費税率）**が適用されたものとしたときの消費税額に基づく中間申告税額**（国、地方の税額。税額がなければゼロ。）を記載した、**仮決算による中間申告書を提出**することができます。
 - ✓ 消費税率引下げの終了時においても、直前課税期間の飲食料品に係る売上げ・仕入れに税率8%が適用されたものとして中間申告税額を計算できる特例が設けられます。

価格表示について、**値札の貼り替え等に係る事務負担に配慮した特例**が設けられます。

7 飲食料品の総額表示義務の特例

- 税率引下げに対応した総額表示に直ちに対応することが困難な事情がある場合、**令和9年2月1日から5月31日までの間は**、飲食料品について、**実際の支払額と誤認させない掲示等をしていることを条件に、税率8%又は1%での総額表示をしておくことが認められます**（新旧税率の混在による表示も認められます。）。
 - ✓ 「困難な事情」とは、例えば、「夜間の値札の貼り替え作業に対応できない」、「カタログや商品パッケージ自体に価格が印字されている」等の理由から、税率変更時に適切な税率での総額表示が間に合わない場合が該当します。
 - ✓ 消費税率引下げの終了時（令和11年2月1日から5月31日）においても同様の特例が設けられます。

◆ 消費税率引下げに関する一般的な**お問い合わせ**は、以下で受け付けています。

消費税軽減税率・インボイスコールセンター
専用ダイヤル **0120-205-553**
【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く。）

◆ そのほか、消費税率引下げについて、詳しくは国税庁ホームページの**特設サイト**をご覧ください。

消費税率引下げサイト

── 会員増強に皆様のご協力をお願い致します。──

税務署だより

いいね!! e-年調（イー ネン チョウ）
年末調整手続の電子化で業務の効率化

①年末調整手続の電子化とは？



2分で分かる！
年末調整の電子化！

電子化の概要　いいね!! e-年調
（1分56秒）

1. 年末調整に必要な控除証明書をデータ取得
2. 年末調整に関する申告書をデータ作成
3. データを利用して年税額を自動計算

②年末調整手続の電子化のメリット

勤務先（給与担当）	従業員（給与所得者）
① 関係書類の配付や回収が不要！	① 手書きでの書類作成が不要！
② 控除額や添付書類のチェックが簡単！	② 控除額はソフトが自動計算！
③ 会社のシステムへの手入力作業が不要！	③ テレワーク中の従業員も提出可能！
④ 書類の保管場所も不要！	④ マイナポータル連携を利用すれば、保険料等の控除証明書等をまとめて取得可能！

年末調整手続の電子化関係パンフレット等はこちら

③従業員による3ステップ



1．準　備
控除証明書等をデータで取得（※）

2．作　成
申告書をデータで作成

3．提　出
勤務先にデータで提出

※　控除証明書等は、その控除証明書等の発行主体（保険会社等）から取得してください。
　なお、マイナポータル連携を利用することで、控除証明書等のデータを一括取得できます。

マイナポータル連携を行うための事前準備については、こちらをご確認ください。

※　マイナポータル連携を利用するためには、マイナンバーカードが必要です。
　マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。

マイナンバーカードの有効期限や更新手続等の詳細は、こちらをご確認ください。

～年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（年調ソフト）について～

　国税庁では、従業員が利用する「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」（年調ソフト）を無償で提供しています。
　これまで、年調ソフトについては、スマホ版及びパソコン版を提供してきましたが、スマホ版の利用が増えてきていることなどを踏まえ、**令和9年分以降**はスマホ版のみの提供となります。
　現在、パソコン版の年調ソフトをご利用の場合には、スマホ版への移行をお願いいたします。

年調ソフトはこちら

国税庁　法人番号7000012050002　　R8.9

── 会員募集中です。（詳細は TEL 3388 － 6896　中野法人会事務局まで）──

都税だより

ー都税についてのお知らせー

昨年度に引き続き、令和８年度も

小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税を減免します 23区内



減免対象　一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分
ただし、個人又は資本金・出資金の額が１億円以下の法人等が所有するものに限ります。

減免割合　固定資産税・都市計画税の税額の２割

減免手続　減免を受けるためには、申請が必要です。
申請期限は令和８年１２月２８日（月）です。
まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、９月までに「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りしています。減免の要件を確認のうえ、申請してください。

※　同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。
※　こちらの申請については、インターネットでのお手続もできます。

【お問合せ先】土地が所在する区にある都税事務所



── 会員増強に皆様のご協力をお願い致します。──

支部だより

活発な社会貢献活動を展開！！

8月8日　《第1支部》第50回 鷺宮盆踊り大会　税金クイズ





〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 鷺宮盆踊り大会の様子 〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜









〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 全3問の税金クイズの出題をラリー形式で実施 〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜



〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 応援して頂いた皆様 〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

── 会員募集中です。（詳細は TEL 3388 − 6896　中野法人会事務局まで）──

支部だより

各支部役員会

第1支部（新井支部長）



9月16日（於：どんど晴）

第2支部（滝口支部長）



9月15日（於：藤乃）

第3支部（石﨑支部長）



9月10日（於：慶和楼）

第4支部（渡邉支部長）



9月28日（於：松寿司）

第5支部（吉川支部長）



9月8日（於：食趣工房　すず木）

第6支部（三橋支部長）



9月17日（於：こ卯さぎ亭）

第7支部（竹下支部長）



9月18日（於：kurumari）

第8支部（酒井支部長）&第9支部（鈴木支部長）





9月7日（於：庶民）

第10支部（小倉支部長）



9月30日（於：酒処 今是）



―― 会員増強に皆様のご協力をお願い致します。――

部会だより

活発な事業・研修（税関係）を展開！！

◆ 9月11日　第3回研修会 ◆　～署の幹部の方を囲んで、自己紹介及びひとこと～

9月11日、中野税務署の幹部の皆様をお迎えし、青年部会員との意見交換会を開催しました。

はじめに税務署幹部の皆様から自己紹介をいただき、続いて青年部会員も自己紹介を行い、普段携わっている業界の現状や動向、“税”について日頃感じていること、税務署への要望など、それぞれの立場から率直な意見が述べられました。

それぞれの立場から率直な意見や思いを語り合うことで、税務署と青年部会員との交流を深める貴重な機会となり、終始和やかな雰囲気の中、大変有意義な意見交換会となりました。



～～～～～～ 名刺交換風景 ～～～～～～


～～ 会場参加の皆様 ～～


～～ 税務署幹部の皆様 ～～

《青年部会》◆ 9月14日　親睦チャリティゴルフコンペ ◆（於：メイプルポイントゴルフクラブ）

9月14日に青年部会親睦チャリティゴルフコンペを開催いたしました。12名の参加で青空の中、現役部会員とOBの親睦を深めました。

結果といたしまして

・優勝者　佐野　哲平様
・2　位　森　栄二様
・3　位　高須　英和様　でした。

入賞された方々は大変おめでとうございます！！


～～～～～～ 参加された皆様 ～～～～～～

青年部会独自で“租税教室”を実施！

9月4日㈮　区立白桜小学校　6年1・2・3・4組


講師:佐野氏、加藤氏、小高氏


アシスタント:佐野氏、加藤氏、小高氏、小楠氏


カルタ:佐野氏、小高氏、小楠氏


～～ 藤島校長先生と ～～

9月9日㈭　区立鷺の杜小学校　6年1・2・3・4組


講師:吉永氏、小高氏、秋山氏、月川氏、上條氏


アシスタント:吉永氏、小高氏、秋山氏、月川氏、上條氏


カルタ:小高氏、秋山氏


～～ 武智校長先生と ～～

── 会員募集中です。（詳細は TEL 3388 － 6896　中野法人会事務局まで）──

部会だより

《青年部会》◆ 9月27日　Family & Friends Day 2026 ◆（於：バルめし山田 都立家政）

毎年恒例の青年部会企画としてご家族やご友人をお招きし、24名の皆さまとともに心温まる交流を楽しみました。





〜〜〜〜〜〜 ご参加の皆様 〜〜〜〜〜〜

《女性部会》◆ 9月3日　役員懇談会&役員会を開催◆（於：中野税務署会議室）

9月3日、中野税務署会議室において、女性部会役員懇談会および役員会を開催しました。

役員懇談会では、中野税務署の署長をはじめ幹部の皆様と女性部会役員が名刺交換を行い、その後、税務署幹部の皆さまから自己紹介をいただいた後、女性部会役員も順に自己紹介を行い、親睦を深める機会となりました。

続いて行われた役員会では、10月15日に開催予定のバス研修会について協議し、開催することが承認されました。



〜〜〜〜〜 中野税務署の幹部の皆様 〜〜〜〜〜





〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 税務署幹部の皆様と女性部会役員との名刺交換風景 〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜



〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 記念撮影 〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

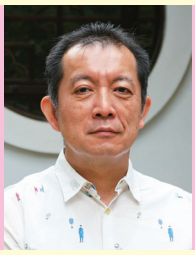
── 会員増強に皆様のご協力をお願い致します。──

会員事業者紹介

かぶしきがいしゃ　まのでざいん
株式会社　間野デザイン

業種：エディトリアルデザイン業務

代表者　間野　成（まの せい）
所在地　〒162-0052
新宿区戸山1-6-3
TEL　03-6233-8064
FAX　03-6233-8065
URL　なし



企業紹介

書籍デザイン、雑誌のレイアウトを主な業務としています。
ひきこもりの支援活動もしています。

かわさきげかいちょうか
河崎外科胃腸科

業種：医療

代表者　河崎　幹雄（かわさき みきお）
所在地　〒164-0012
中野区本町3-7-5
TEL　03-3372-0273
FAX　03-3372-8928
URL　https://www.kawasaki-geka.com/



企業紹介

10月より
インフルエンザワクチン出張接種。
（人数応相談・痛くない針使用）
産業医も可能。気軽に御相談下さい。

なかのうんゆかぶしきがいしゃ
中野運輸株式会社

業種：運輸業

代表者　松原　美紀子（まつばら みきこ）
所在地　〒165-0021
中野区丸山1-2-1
TEL　03-3387-4356
FAX　03-3387-4359
URL　https://www.nakaun.jp



企業紹介

産業廃棄物・一般廃棄物の収集運搬・
粗大ごみ・リサイクル・イベントゴミ・
廃家電など
何でも廃棄物の事は、お気軽にご相談ください。

えのくさかぶしきがいしゃ
エノクサ株式会社

業種：情報通信業／ソフトウェア開発

代表者　木村　聡（きむら さとし）
所在地　〒164-0014
中野区新井1-3-15-411号
TEL　090-8781-8102
FAX　なし
URL　https://enoxa.jp



企業紹介

社内に散らばる情報をまとめて検索できる業務支援サービス『Gatepath』を開発・提供しています。

── 会員募集中です。（詳細は TEL 3388 － 6896 中野法人会事務局まで）──